

吹田民主商工会 いんぷお めしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

商店街訪問行動 消費税は減税を

10月13日に役員・事務局7名で拡大統一行動を行い、消費税5%減税署名と対策セミナーの案内を旭町商店街などにお店を訪問しました。署名は快く応じてくれるお店が多くありました。お話しするとチリ紙を使うのも節約しているというお店も。理容室は消費税5%の時はすべて身銭を切っていたが、8%・10%は両方とも値上げするようになったけど、いまだに5%は身銭を切っていると話してくれました。生花店は消費税が上がる前から売上が落ち込んでいて比較しようもないと話していました。複数税率に對しては業種によって関心に温度差も感じられました。

お店訪問のあとはJR吹田駅東口で40分ほど街頭宣伝を行いました。「ほんと消費税はイヤですね」と話しながら署名に応じてくれた女性もいました。

10月前半の相談活動

消費税増税に伴う相談が寄せられています。1件は軽減税率の適用範囲についてのもの。軽減税率は食料品と週2回以上発行され定期購読している新聞のみで、取り扱っているサービスは標準税率の10%が適用されることとお話ししました。1件は建設業の方から。9月に始めた工事についてお客さんから8%にしてほしいと要望されているという相談でした。この場合お客さんへの請求が8%でも、申告・納税は10%の計算になります。(ただし今年3月までに契約をしている場合は経過措置で8%が適用できます。)

国民健康保険の滞納保険料の相談も2件寄せられました。1件は現在パート収入のみで家族の社会保険の扶養に入っている方ですが、国保加入時に保険料を払いきれず現在も分納中で間もなく75歳になれば後期高齢者医療保険料の支払いが必要になるため困っています。もうお一人は家族4人で所得300万円以下の状況で払える毎月2万円ずつを払っていたところ、滞納保険料が20万円を超えて一括支払いか自宅の抵当を求められたと相談がありました。

伝言板

国保・住民税の分納減免相談日

10月24日(木) 14時00分 吹田市役所ロビー集合
相談を希望される方は10月21日までにご連絡ください。

吹田民商のLINE公式アカウント

学習会などの案内アナウンスや簡易なご相談の対応に対応します。
当面テスト運用を行います。



@182rbqtj

来年度予算と施策の要望を行いました

吹田市に対して、「2020年度吹田市予算と施策改善を求める要望書」を提出しました。全文は吹田民商ホームページから確認できるようにしています。こちらの紙面でも2回に分けて掲載します。

(1) 災害からの住民生活復旧の支援について

① 平成30年6月18日発生の大阪府北部地震および平成30年台風21号により人的被害、住家被害が広く発生しました。ブルーシートなどで応急措置のままの家屋もいまだ見られます。各災害の家屋被害について把握している被害発生(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、事業などの非住家)に対して修繕等状況(修繕、未修繕、解体、未把握など)の各件数を教えてください。

② 住家被害の状況は公的給付に必要な災証明交付申請により把握されていると思われませんが、事業所や賃貸物件の被害状況を把握できる仕組みを検討していただくこと。

③ 2019年6月28日で終了した大阪府北部地震及び平成30年台風21号にかかる一部損壊等住宅修繕支援制度について、2019年6月30日までに工事が完了しない場合の仮申請の周知が不十分です。2018年度内に修繕が終わらないと相談に行った際に、仮申請が必要だと教えてもらえなかったと不満を持つ住民がいます。受付と給付を再開していただくこと。

④ 家屋が未修繕となっている理由を調査していただき、必要な施策を検討していただくこと。また未修繕の世帯や事業所に対して積極的に修繕を働きかけ相談に乗っていただくこと。

⑤ 今後も地震・台風による被害に備える必要があります。災害後の修繕の担い手を確保するため、建設業への支援施策を充実させていただくこと。

(2) 循環型地域経済の振興施策について

① 経済対策として住宅リフォーム助成制度、まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度を創設していただくこと。

② 小規模修繕工事契約希望者登録制度を創設していただくこと。

③ 分離分割発注により市内中小企業の受注機会の増大に努めること。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

④ 吹田市産業振興条例の全庁研修を行っていただくこと。

⑤ 吹田市小企業者事業資金融資制度の融資限度額を特別小口保険の限度額拡充に合わせて2000万円まで引き上げていただくこと。

⑥ 創業支援型事業所貸借料補助金の予算を拡充し、認定件数を申請件数に見合ったものとする事。

⑦ 企業訪問では特定の業種や規模に偏ることなく実施していただくこと。特に多数を占める個人事業者などの小規模事業者の実態把握を進めていただくこと。

⑧ 地域経済振興予算を一般会計の2%まで計画的に引き上げていただくこと。当面は1億円の予算増を実現するとともに職員の増員を行っていただくこと。

⑨ 吹田市の官公需の下で働く労働者に人間らしい暮らしを保障する公契約条例を制定していただくこと。

⑩ 指定管理者制度などで働く労働者の雇用環境を把握するため、入札の事業者を募集する際に事前に雇用環境の把握に必要な事項を定め、それらの報告を契約の要件に定めること。

(3) 住民税について

① 個人住民税の過去5年間の減免件数を年度毎に對して減免事由毎(所得減少・災害等・医療費の支出・納税義務の承継・原爆被爆者・失業者・その他)の件数を教えてください。

② 個人市民税減免取扱要領 所得減少(1)の「施行規則第7条第1項第1号の規定に定める所得減少減免は、その理由に帰責性や予見可能性を有していない場合に限り、適用する。」との条文が追加されたのはいつからでしょうか。またこの条文を根拠として、私事都合による退職や経営不振による収入減などを減免事由から除外されていますが、吹田市市税条例第22条2項では「市長は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、規則で定めるところにより市民税を減免することができ。」とあり、規則にのみ減免基準について委任されているものです。施行規則に定められた基準にさらに条件を加える取扱要領の所得減少(1)の条文は不当に減免を制限するもので直ちに廃止すること。その他この取扱要領で同様に委任なく減免を制限する条文は廃止すること。

③ 過去5年間の市税の滞納者人数と財産調査、差押え、換価、徴収の猶予(職権・申請)、滞納処分執

行停止の件数を教えてください。

④ 徴収の猶予申請書および換価の猶予申請書を納税課窓口および市ホームページでいつでも取得できるようにしていただくこと。

⑤ 減免・分納希望者や滞納者からの相談にあたっては、相談者の実情を正確に把握し生活困窮に陥ることなく納付できるように支援していただくこと。また申請による徴収の猶予を積極的に勧めること。

⑥ 財産調査や差し押さえを行う際は事前に通知していただくこと。生活や営業に支障をきたすことがないよう十分配慮していただくこと。差し押さえ後の換価は機械的に実施せず該当事の実態を把握していただくこと。また状況に応じて滞納処分の執行停止を積極的に実行していただくこと。

⑦ 償却資産税の簡易調査について今年度と過去2年間の件数発送した件数と返信があった件数を教えてください。

⑧ 任意で設立された大阪府地方税徴収機構には、徴収や滞納処分を実行する法的権限はないことから早急に撤退していただくこと。

(4) 国民健康保険について

① 来年度に大阪府国民健康保険運営方針の見直し作業が行われますが、保険料や各種基準の統一化に反対していただくこと。

② 国民健康保険料が非常に高くなり住民生活を圧迫していることから、引き下げていただくこと。

③ 子どもにかかる均等割を市独自で軽減すること。また国・府に対して軽減に必要な財政負担を求めること。将来的には国庫負担を増額しすべての平等割・均等割を軽減・廃止することを国に求めること。

④ 資格証明書、短期保険証の発行をなくしていただくこと。短期保険証の発送留め置きをしないこと。

⑤ 滞納保険料の納付指導に当たっては生活や営業に支障をきたすことがないよう十分配慮していただくこと。財産調査や差押えの言葉を使い、納付誓約金額の引上げを迫ることは慎んでいただくこと。

⑥ 滞納者からの相談で把握した実情を踏まえて滞納処分の執行停止を積極的に推進していただくこと。また自己所有の住居は生活の必要最低限の財産であるとして柔軟に対応していただくこと。

⑦ 債権管理課による平成29年からの国民健康保険料の滞納整理状況(移管、自主的納付、差押え、換価、滞納処分執行停止)の件数を教えてください。

会費集金は会費の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めまじゅう 毎週必ず届けまじゅう

商工新聞は経営のヒント・アイデアの知恵がいっぱい 毎週必ず届けまじゅう